

論文賞受賞候補者選定手続

(昭和 35 年 4 月 25 日一部改正)	(昭和 35 年 10 月 21 日一部改正)
(昭和 36 年 4 月 26 日一部改正)	(昭和 40 年 11 月 22 日一部改正)
(昭和 41 年 11 月 24 日一部改正)	(昭和 42 年 3 月 24 日一部改正)
(昭和 46 年 10 月 27 日一部改正)	(昭和 50 年 11 月 17 日一部改正)
(昭和 53 年 3 月 27 日一部改正)	(昭和 54 年 3 月 26 日一部改正)
(昭和 57 年 10 月 25 日一部改正)	(昭和 57 年 11 月 24 日一部改正)
(昭和 59 年 7 月 23 日一部改正)	(昭和 60 年 9 月 24 日一部改正)
(昭和 62 年 4 月 22 日一部改正)	(平成 3 年 3 月 24 日一部改正)
(平成 6 年 12 月 19 日一部改正)	(平成 8 年 4 月 18 日一部改正)
(平成 9 年 10 月 16 日一部改正)	(平成 11 年 9 月 27 日一部改正)
(平成 20 年 2 月 18 日一部改正)	(平成 26 年 9 月 16 日一部改正)
(平成 27 年 4 月 20 日一部改正)	(平成 28 年 9 月 12 日 改正)
(2018 年 2 月 19 日 改正)	

選奨規程第 35 条による論文賞受賞候補者の選定は、この手続に従って行う。複数ソサイエティでの共同運営が理事会で認められている場合には、この手続におけるソサイエティに関する規定は、当該ソサイエティ共同運営として適用される。その場合のソサイエティ会長は、共同運営を行う複数ソサイエティのうち、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティのソサイエティ会長とする。

1. 論文賞委員会委員長（以下、委員長と略称する）は、次により各ソサイエティ会長に論文賞候補論文の推薦を依頼する。
 - (ア)選定する論文は、表彰の時期の前々年の 10 月から前年の 9 月に本会論文誌に発表された論文のうち特に優秀なものとする。
 - (イ)選定の編数は、各ソサイエティごとに各 3 編。なお、編数は選定状況により変更可能とする。
 - (ウ)最優秀論文賞候補論文は、上記の内から最も優秀な論文を各ソサイエティごとに各 1 編を選定する。
 - (エ)選定期日は、当該年度の 3 月上旬までとする。
2. 各ソサイエティ会長が 4 編以上の論文賞候補論文を選定してきた場合、委員長はその妥当性を検討し、採否を決定する。
3. 委員長は、最優秀論文賞の選定について各ソサイエティ会長において選定された最優秀論文賞候補論文 4 編を論文賞委員会（審議委員）及び投票委員に投票を求め、得票数により決定する。ただし、得票同数の場合は委員長が決定する。
4. 委員長は、前項及び前々項により受賞候補論文が決定した時は、論文名、著者名及び発行年月を記した調書を作成し、4 月下旬までに理事会に諮り承認を得て受賞者を決定する。

附 則 2018 年 2 月 19 日の改正（最優秀論文賞に関する改正）は、2018 年度最優秀論文賞の選定から適用する。